

郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付要綱

令和4年5月13日制定
令和4年11月11日一部改正
〔建設部住宅政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震（以下「地震」という。）により住家に被害を受けた被災者（以下「被災者」という。）の生活の安定を図るため、住宅の修繕工事を行った被災者に対し、予算の範囲内で郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 地震により被害を受けた現に居住している住家をいう。
- (2) 修繕工事 住宅について、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管及び配線、トイレ等の衛生設備等日常生活に必要な欠くことのできない部分について緊急かつ応急的に行う最低限の工事をいう。

(支援金の交付の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地震により準半壊に至らない被害認定を受けた市内の住宅（以下「一部損壊住宅」という。）に居住し、一部損壊住宅に20万円以上の修繕工事を実施し、当該工事に係る費用の支払を完了した世帯に属する者
- (2) 被災者自らの資力では修繕工事をすることができないと市長が認める者
- (3) 一部損壊住宅が借家である場合は、やむを得ない事情により当該借家の所有者から修繕を受けることができない者

(住宅の被害の認定)

第4条 前条の規定による住宅の被害の認定は、市長の発行するり災証明書に基づく被害の認定によるものとする。

(支援金の交付の対象経費等)

第5条 支援金の交付の対象となる経費は住宅の修繕工事の実施に要する経費とし、支援金の額は1世帯（同一住宅に2以上の世帯が居住する場合を含む。）当たり10万円とする。ただし、2以上の世帯でそれぞれに生活の場が分けられている場合は、10万円に当該世帯の数を乗じた額とする。

(支援金の交付の申請)

第6条 支援金の交付の申請をしようとする世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) リ災証明書の写し
 - (2) 修繕工事費の支払を確認できる領収書等の写し
 - (3) 修繕工事の実施内容を確認できる書類（見積書、契約書等）の写し
 - (4) 資力に関する申出書（第2号様式）
 - (5) 一部損壊住宅修理支援事業に係る所有者の同意書（第3号様式）（借家を修理する場合に限る。）
 - (6) 施工前、施工中及び施工後の写真又は施工内容証明書（第4号様式）
 - (7) 振込先口座が確認できる預金通帳等の写し
 - (8) 管理規約等の写し（区分所有建物の共用部分の修繕工事を行う場合に限る。）
 - (9) 共用部分の修繕に係る決議内容が確認できる総会議事録等の写し（区分所有建物の共用部分の修繕工事を行う場合に限る。）
- 2 一部損壊住宅が区分所有建物であり、区分所有者の総会等の決議に基づき、共用部分の修繕を区分所有建物の管理者等が行う場合は、前項第2号及び第3号に掲げる書類は、区分所有建物の管理者等が名宛人である書類に代えることができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類には、一部損壊住宅ごとの修繕工事の実施内容が確認できる書類を添付しなければならない。

（支援金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるかどうかを調査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、その交付を決定するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定したときは、速やかに、郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による調査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、速やかに、郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付の条件）

第8条 市長は、支援金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 支援金に係る証拠書類を整備し、支援金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（申請の取下げ）

第9条 支援金の交付の申請をした者は、第7条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に、当該申請の取下げをすることができる。

（決定の取消し）

第10条 市長は、第7条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部

を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) その他市長が当該支援金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付決定取消通知書（第7号様式）により当該交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金返還請求書（第8号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

郡山市長

申請者

住 所

氏 名

（自署又は記名押印）

電話番号

郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付申請書

郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 世帯の状況

被災者氏名 （世帯主）	
被災した住宅の所在地	〒

2 持家 ・ 借家 （該当する方に○をつけてください。）

3 申請額 100,000円

4 世帯主の支援金の振込先口座

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座・その他	
口座名義人			
(フリガナ)			

5 添付書類

- (1) 被災証明書の写し
- (2) 修繕工事費の支払を確認できる領収書等の写し
- (3) 修繕工事の実施内容を確認できる書類（見積書、契約書等）の写し
- (4) 資力に関する申出書（第2号様式）
- (5) 一部損壊住宅修理支援事業に係る所有者の同意書（第3号様式）（借家を修理する場合に限る。）
- (6) 施工前、施工中及び施工後の写真又は施工内容証明書（第4号様式）
- (7) 振込先口座が確認できる預金通帳等の写し
- (8) 管理規約等の写し（区分所有建物の共用部分の修繕工事を行う場合に限る。）
- (9) 共用部分の修繕に係る決議内容が確認できる総会議事録等の写し（区分所有建物の共用部分の修繕工事を行う場合に限る。）

資力に関する申出書

郡山市長

私、_____は、令和4年福島県沖を震源とする地震のため、住宅が準半壊に至らない被害を受けております。

下記のとおり資力が不足するため、支援金を交付していただくようお願いします。

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由について以下の選択肢の番号を○で囲んでください。

- 1 既に修理を実施したが、資力が無く、生活費（又は学費等）に充てるお金を使用し、修理を行ったため。
- 2 その他（以下に理由を記載ください。）

()

年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏名

（自署又は記名押印）

一部損壊住宅修理支援事業に係る所有者の同意書

郡山市長

私が所有する次の物件について、以下の理由により修理を行えなかったため、郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付要綱に基づき、修理を実施した居住者が支援金を受け取ることに同意します。

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

2 所有者が修理できない理由（収入及び預貯金の状況、借入の可否は必ず記載）

※ 本来、借家は所有者が修理を行うものであることに鑑み、修理できない理由については、より詳細に記入してください。

（記入例：修理業者から見積を取ったところ〇〇〇、〇〇〇円かかると言われたが、収入が月〇〇万円しかなく、手持ち現金及び預貯金等の貯えがほとんど無いため、金融機関に〇〇〇、〇〇〇円の借入れを申し込んだがいずれも断られ、応急修理費用が工面できない。）

上記同意内容に相違ありません。また、別添のとおり、資力を確認できる公的機関からの証明書又は関係書類を提出します。火災保険又は共済等により、保険金又は共済金についても受領していないことを証明します。

なお、事実と異なり貴市に損害を与えた場合には、賠償の責めを負うことを約束します。

年 月 日

(所有者)

住 所

氏 名

印

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

郡山市長

所在地又は住所
法人名
氏名又は代表者名
電話番号

印

施 工 内 容 証 明 書

住宅の修理に当たり、修繕工事の内容について下記のとおりであることを証明します。また、貴市が施工内容の詳細を確認するため、必要に応じ確認を行うことに同意します。

記

1 修理対象住宅

所在地

世帯主氏名

2 修理の実施内容

※ 修理した箇所、箇所毎の修理金額、施工前どのように生活に支障がある状態であったか、施工内容、施工後の状況について詳細に記載願います。

第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日

様

郡山市長

郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金について、次のとおり交付することに決定したので、郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 交付番号 第 号
- 2 交付額 100,000円
- 3 交付方法 口座振込
- 4 支援金の交付の条件
 - (1) 支援金に係る証拠書類を整備し、支援金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
 - (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

第6号様式（第7条関係）

第 年 月 日

様

郡山市長

郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金について、下記の理由により交付しないことと決定したので、郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

(理由)

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日

様

郡山市長

郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金
交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した郡山市令和4年福島県
沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金の交付については、下記の理由によ
り交付決定の（全部・一部）を取り消します。

記

(理由)

交付決定を取り消した金額 _____ 円

第8号様式（第11条関係）

第 年 月 日

様

郡山市長

郡山市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金
返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した郡山市令和
4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業支援金について、下記により返
還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法
- 5 遅延損害金